

## 平成 28 年度決算 財務書類

### 注記（連結会計）

#### 1 重要な会計方針

##### （1）有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時においては、有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは再調達原価としています。ただし、道路、河川、水路の敷地のうち、取得原価が不明なもの及び無償で移管を受けたものは、備忘価額 1 円としています。開始後は原則として取得原価としています。

##### （2）出資金の評価基準及び評価方法

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格（該当なし）

イ 市場価格のないもの・・・出資金額

##### （3）棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品・・・先入先出法又は個別法による原価法

##### （4）有形固定資産等の減価償却の方法

###### ①有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）・・・定額法

主な耐用年数は以下のとおりです。

ア 建物 3 年～65 年

イ 工作物 10 年～60 年

ウ 物品 2 年～20 年

###### ②無形固定資産・・・定額法

###### ③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

##### （5）引当金の計上基準及び算定方法

###### ①徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

###### ②賞与引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

### ③退職手当引当金

退職手当債務から、組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち加西市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

### (6) リース取引の処理方法

#### ①ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

#### ②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

### (7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金、要求払預金）及び現金同等物（3か月以内の短期投資等）

### (8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

#### ①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式としています。ただし、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計、株式会社加西北条都市開発、北条鉄道株式会社は税抜方式としています。

## 2 重要な会計方針の変更等

### (1) 会計方針の変更

平成27年度決算までは総務省方式改訂モデルにより財務書類4表を作成していましたが、平成28年度から統一的な基準による地方公会計マニュアルに基づき財務書類を作成しています。

### (2) 表示方式の変更

有形固定資産の減価償却累計額について、各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除して得た額を当該各有形固定資産の金額として表示する方法（直接法）から、各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもって表示する方法（間接法）に変更しました。

## 3 重要な後発事象

該当はありません。

## 4 偶発債務

該当はありません。

## 5 追加情報

### (1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
一般会計	普通会計	全部連結	—
公園墓地整備事業特別会計	普通会計	全部連結	—
国民健康保険特別会計	公営事業会計	全部連結	—
介護保険特別会計	公営事業会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	公営事業会計	全部連結	—
宅地造成事業特別会計	公営事業会計	全部連結	—
農業共済事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
下水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
病院事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
播磨内陸医務事業組合	一部事務組合	比例連結	29.2%
北播磨こども発達支援センター事務組合	一部事務組合	比例連結	22.2%
北はりま消防組合	一部事務組合	比例連結	23.3%
兵庫県後期高齢者医療広域連合	広域連合	比例連結	0.9%
兵庫県市町村職員退職手当組合	一部事務組合	比例連結	6.6%
小野加東加西環境施設事務組合	一部事務組合	比例連結	32.9%
株式会社加西北条都市開発	第三セクター	全部連結	—
北条鉄道株式会社	第三セクター	全部連結	—

(2) 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の係数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。